

市町村合併調査研究特別委員会

平成16年1月23日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎三木 誓士	○小野 隆雄	嶋田 善行	松田 正
飯高 昭二	西谷 剛周	浅井 正八	坂口 徹
浦野 圭司	吉川 勝義	木田 守彦	木澤 正男
里川宜志子	中西 和夫	中川 靖広	

2. 理事者出席者

助 役	芳村 是	収 入 役	中野 秀樹
総 務 部 長	植村 哲男	企画財政課長	藤原 伸宏
同 課 長 補 佐	西巻 昭男	同 係 長	福居 哲也

3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長	開会（午前９時００分） 署名委員 飯高委員、西谷委員
委員長	全委員出席されておりますので、ただいまより、市町村合併調査研究特別委員会を開会します。 それでは、町長が出張のため助役の挨拶をお受け致します。芳村助役。 （ 助役挨拶 ）
委員長	まずはじめに、本日の委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。 署名委員に、飯高委員、西谷委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願いいたします。 それでは、レジメに沿って審議を進めてまいりたいと思います。 １．市町村合併について （１）第８回 平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の報告についてを議題と致します。 理事者の報告を求めます。
企画財政課長	それでは、去る１月１５日、河合町中央体育館において開催されました、第８回合併協議会について、ご報告申し上げます。 まず、資料１－１の合併協議会会議資料の、１枚めくっていただきまして、会議次第をご覧いただきたいと思います。第８回合併協議会では、報告事項として、昨年１２月２４日に開催されました第２回新市の名称・事務所の位置検討小委員会の報告と合併協議会補正予算（第１号）についての報告がされております。協議事項としましては、第７回協議会において提案され継続協議となっておりました、「電算システム事業について」他３件の継続協議がされました。また、新規協議としまして

は、「地方税の取扱いについて」他 6 件が新たに提案をされたところでございます。

それでは、それぞれの内容と協議結果及び各委員から出されました意見、質疑等につきまして報告をさせていただきます。まず始めに、報告第 17 号第 2 回新市の名称・事務所の位置検討小委員会報告についてでございます。去る 12 月 24 日に、河合町役場におきまして、第 2 回の小委員会が開催をされました。この審議結果等について、下村委員長から報告がされております。まず、新市の名称候補募集要項についてですが、前回のこの特別委員会でご報告申し上げましたように、第 1 回の協議において、名称の募集の大部分は確認されましたが、現在の 7 町の名称の応募を認めるか認めないかについて継続審議となっております。この点について、再度協議を行われました結果、幅広く自由な意見をいただくためには 7 町の町名を含めて募集したほうが良いとの意見もありましたが、7 町の今の町名を残すためにも、また、新しい市になるので新しいイメージをとということで、現在の 7 町の名称を使用しないほうが良いとの意見が大半を占めました。採決の結果、新市の名称には 7 町の名称を使用しないということで決定をしております。

次に、新市の名称候補の絞り込み方法と手順について協議が行われております。選考方法は、第 1 次選考として各委員が数点を選定し、第 2 次選考として各委員が選考した名称候補を取りまとめ、その中から協議により数点を新市の名称候補とする 2 段階で選考を行うことに決定をしております。ただし、第 1 次、第 2 次選考の選考点数については、委員の意見が別れましたため、継続協議とされております。以上が新市の名称候補に関する協議内容でございます。

2 点目の新市の事務所の位置についてですが、庁舎機能について、本庁舎方式、分庁舎方式、総合支所方式、総合支所一部分庁舎方式について、協議がされました。委員からは、それぞれの庁舎方式についてもう少し整理し、住民の視点からどういう点がこれまでと変わるのかといっ

たなどの意見があり、次回以降の委員会で再度資料の提示を受けて協議することとされております。

以上が小委員会の概要でございます。この小委員会の報告について、多数の意見が出されております。これらの意見は、新市の名称の募集要領に関わってのものであり、岡井会長より、協議事項のなかの協議第28号新市の名称候補募集要領についてのところで協議をするということにされましたので、こちらのほうで、ここでだされました意見もあわせて報告をさせていただきます。

次に、報告第18号平成15年度平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会補正予算（第1号）についてでございます。これにつきましては、12月議会におきまして、平成15年度一般会計補正予算（第7号）において、負担金100万円の追加補正をお願いしました。これに関する合併協議会の補正予算でございます。主な内容は、小委員会の設置に伴います委員報酬等やアンケート結果の概要版の印刷費などでございます。

続きまして、前回の協議会で提案をされました協議第18号電算システム事業についてでございます。資料1-1の3ページでございます。これについては、原案通り確認をされたところでございます。

次に、同じく継続審議となっておりました協議第19号保健衛生事業についてでございます。資料1-1の4ページでございます。これについては、委員より「予防接種、健康診断等の事業は、合併時に調整するという案が示されているが、検査項目とか自己負担額が異なり、どのように調整するのか、いつどのように出てくるのか」との質問があり、事務局より「予防接種の関係の費用については、現在、個人負担については、すべて7町が無料ということになっているので、新市においても無料とすることで位置付けしたい。実施方法については、個別接種に統一したいと考えている。各種の健康診査、乳幼児の健康診査については、無料のところと若干負担していただいているところがあるので、現在の負担

の範囲のなかで調整したい。」とのお答えがございました。この協議事項につきましても、原案通り確認をされております。

次に、資料１－１の５ページをお開きください。協議第２０号町立学校の通学区域についてでございます。

この提案につきましては、「町立学校の通学区域については、当面、現行のとおりとする」とされておりましたが、「当面」という文言が入っているということで、「学校の統廃合」を前提にしているような印象がもたれ、住民の皆さんに不安を与えるとの意見を受けまして、「当面」については、削除されております。

これにつきましては、委員より「通学区域を変更される地区については、当地区住民の同意を必ず必要とすると変えてほしい」との意見がございましたが、「ここの協議会では、大枠を決める必要があり、そういったことも含めて新市において、状況に応じて通学地を調整するという解釈で良いのではないか」との意見が出され、原案とお確認をされました。

次に、協議第２１号学校教育事業についてであります。資料１－１の６ページでございます。１番目の「幼児教育については、その統一に向け調整する」とされておりましたが、いつまでに、どのようにするのかわかりにくいとの意見を受けて、「幼児教育については、合併時までに調整する」と修正されております。これにつきましても、原案どおり確認をされております。

次に、新規協議であります協議第２２号地方税の取扱いについて及び協議第２３号納税事業関係についてを、ご説明させていただきます。

（ 資料により説明 ）

企画財政
課長

これに対し委員からは、「前納報奨金を合併時に廃止するとなっているが、収納に役立っていると思う。他の市はどうか」との質問があり、

事務局より斑鳩町の例をあげ「前納報奨金を廃止したことによって税収が落ちたということは起こっていない。他の合併市町村では廃止も検討されている」との回答がございました。この提案につきましては、継続協議とされたところであります。

次に、３点目の協議第２４号国民健康保険事業の取扱いについて、ご説明申し上げます。

（ 資料により説明 ）

企画財政 これにつきましては、継続協議とされております。

課長 次に、協議第２５号介護保険事業の取扱いについて、ご説明申し上げます。

（ 資料により説明 ）

企画財政 これにつきましても、継続協議とされております。

課長 次に、資料の２５ページをご覧くださいと思います。協議第２６号消防団の取扱いについて、及び協議第２７号消防防災関係事業について、ご説明申し上げます。

（ 資料により説明 ）

企画財政 これについては、委員より「７町で８００人の消防団員がいるが、その内容についても各町相当な開きがある。報酬についても相当な開きがある。どういうふうに調整されるのか聞きたい。」との質問がありました。事務局より「整理し、次回に提示したい。」との答弁がございました。

これらにつきましても、継続協議とされております。

次に、協議第28号新市の名称候補募集要項についてでございます。
この募集要領については、前回特別委員会の説明、先ほどの小委員会委員長報告の説明とも重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

委員からの意見でございますが、公募対象者の範囲を7町の在住者・在勤者に限定したこと、また、新市の名称には、7町の名称を使用しないことについて、意見がだされております。「名称は、全国から公募するのが一番ふさわしい。また、どんな名前にも皆愛着をもたれているから自由にするほうが良いと思っている。」との意見、また、「新市の名称について、自由に良い名前をつけるのが本来であり、歴史的な良い名前を選択する方法がある。シンポジウムを開いてはいかがか。地理学の専門家の方々にも来ていただくなど、専門家の意見を聞くという態度が必要と思う。」との意見、また、「新市の名称を選定するには、既存の名称を除外するというのはいかがかと考える。幅広く自由に公募し、適当な名称を選定する。また、専門家を交えての協議を。」との意見がございました。また、これらの意見に対しては、「幅広く、全国的に募集をするとするのはどうか、本当に地元のことを知っているのは、地元の者である。また、お互いに各町がそれぞれの町名に対して固執していたならば、なんにもならない。新市だから新しい名前が必要である。」との意見や「自分達の町の名称を誰でも入れたいが、それをすると、審議が前に進んでいかないので、それなら各町のことをいっさい考えないで、新しい新市の名称を募集するのも良い。」との意見がございました。このほか、小委員会の位置づけに関わっての意見であります。小委員会で再度協議をするかどうか、あるいは付託を受けた小委員会の決定権について、また、小委員会で決定したことについて協議会で採決をし、確認をするということについての議論もございました。

最後に、岡井会長より採決をお願いしたいとお話があり、採決の結果、この協議第28号新市の名称募集要領については、確認をされたと

ころであります。

次回の協議会でございますが、2月10日、午後2時から三郷町コミュニティセンターにおいて開催されることになっております。

以上簡単ではございますが、第8回合併協議会の審議概要のご報告とさせていただきます。

委員長 報告がありましたことについて、質疑意見等がありましたらお受けしてまいりたいと思います。

松田委員 今回の報告の17号。最後に言われている、新市の名称募集要項の関係についてあったことが一番、住民も関心を持っている問題だと思いますし、本日まで議会でもいろいろ議論をされてきた、最も合併問題に関する基本的な、重要な問題だと思うんです。そういう視点から見て、合併協議会が裁決でもって、この取扱いについて決定をしたということについて、極めて残念に思っております。特に、私は対象範囲の関係などについて、多少、直接住民ということで譲歩することがあったとしても、選定基準の8項の3のですね、7町の名称を使用しないということ、ここで規定をする必要があったのかどうか、ということについて、極めて疑問に思うんです。

むしろ、率直な住民の自由な意思の表明として、どう把握するかということで、最もいい機会が、名称の関係のところに出てきていると私は思っていたんです。ところが協議会が多数決でものを決めたということについては、一体、今後の合併協議会の審議方法をどういうふうに理解をしようとしているのか、どう進めようとしているのかということで、極めて私は疑問に思います。特に、内容を精査していく手続きも、懸賞の関係でもはっきり言ってますように、公募をして、その中から、協議会の委員によって決めるのだと思いますけれども、抽選によって、そして決めるということにしているんですから、この場所でそのこと

についての、是非を、判断をしたらいいことであって、むしろ協議会自身がそのところで選択をされて、十分、可能な状態で施行が決まってくるんじゃないかと。それを、なぜ住民の意思表示を封鎖するようなことを多数決でもって決めるということについて、一番疑問があるんです。特に、私は、合併協議会の基本的な関係とは、7町が合併しようということですから、いろんな要素があることは事実ですが、最大公約数、どこに一致点を求めるかという努力をしなければならないと思います。その努力をただ単なるスケジュールに合わせた関係の日程的な面を重視をしながら、裁決で決めてしまう。しかも、これは裁決で決めるような内容のものではないと思うんです。少なくとも最大公約数、どう一致を見い出せるかという関係について、もっと協議会で真剣に議論をすべきだと思うんです。この事の取扱いが、粗暴であったり、或いは強引であったりすることによって、今日まで合併協議会の関係がご和算になった例がいくつもある。しかも、土壇場で合併が拒否をされる状態というのは、新市の名称であったり、或いは位置の決定、それよりむしろ、名称の関係の方が多かったと思うんです。そういうことは、どう、この協議会として、認識しておいでになったのかどうか、ということについて極めて疑問に思います。

特に、今日までの斑鳩町の動向等をみて、この協議会の議論の是非を巡っての議論の関係もですね、十分論議を尽くせるようにということで、我々も随分その面で配慮して、議論してきたつもりなんです。ですから、名称のことに敢えて拘る必要がない。あるいは、町長が一応、平成9年度の選挙時に一定のアドバルーンを上げられましたけれども、そのことについても、余りその事に拘ることによって、合併議論なり、そういったものが、住民の公平な、それぞれの独自の判断を誤ることになっていけない。ということから、出来るだけそういうことについては控えるべきではないのか。ということなんかも、議会として何回も申し上げてきたことは事実なんです。そういう状態などを配慮するなら、も

う少し住民の率直な意見というものを把握し、その上に立って、合併協議会が最終的な決断として、裁決してなければならない状態になってみたとしても、ほんの門口で裁決をしてしまう。そして多数決で物事を決めるという合併協議会の運営方針について、私は絶対納得できません。

従って、少なくとも合併協議会が、斑鳩の場合は、最大公約数、位置もというものを求めるという最大の努力をすべきである。そのことを放棄をして、物事を進行していこうということについては納得が出来ない。この様に思うんです。あとの項目のいくつかの報告があります。それは義務的な問題でありまして、今後協議していけば、意見を見出すことが出来ていく内容のものでありますから、この点については私は住民の説得も、或いは納得もできる説明ができると思いますけれども、新市の関係についてのみは、住民に予め、封殺してしまう、という考え方について、そして裁決で物事を決めていこうとする協議会の姿勢について、絶対納得することがきでないということだけ、申し上げておきたいと思います。

委員長 今、松田委員から新市の名称について住民の意見が反映されない。裁決、多数決で決めてしまった協議会のやることについては、納得できないということでございます。それについて、理事者側からこれについて、ご答弁いただけますか。

助 役 私は委員として、合併協議会に参加をさせていただいております。その中で、新市の名称・事務所の位置検討小委員会の委員長の報告について、反対の立場としての意見を言わせていただいたわけでございます。

 そういうことから、その理由を言わせていただきたいと思うのですが、私は、自分たちの町の将来を総合的に考えるときに、新しい市の名称や事務所の位置というものは、重要な案件のひとつであろうと、このように思っております。こうした重要な案件である、新しい市の名称の

公募について、既存の7つの名称を公募の対象から除外し募集されることは、どうしても納得がいかなかった訳でございます。既存の名称を入れて募集しても、何ら問題はないと思います。もっと議論をしていただきたいというのが、私の真意でございます。

町の将来の市の名前は、地域に住む住民が主体的に判断し、自由な発想で新しい市の名称を選択し、公募に応じるべきであって、規制を加えるものではないと思っております。私は斑鳩町に住む住民の一人として、斑鳩という名は日本の誇りであり、心の故郷と思っております。こうした歴史的にも深い由緒ある地名が、市の名称として消えていくことには、非常に違和感を持っているものの一人でございます。もちろん町長もそのように考えておられると思います。

また、今回の市町村合併に対しまして、これまで多くの住民のかたがたから、市になれば斑鳩市だろうな、というような意見を言われていることをよく耳にします。私はこうしたことは、斑鳩の住民のかたは、日本書紀や万葉集の文献にも言われているように、歴史的、文化的に由緒ある地名を常に考えて、名称の発想を言われているのではないかと、この様に思っています。従いまして、そうした住民の思いを斑鳩町の委員のひとりとして、合併協議会において意見を言わせていただいた訳でございます。ましてや、先ほど松田委員もおっしゃいましたように、裁決でなされた訳でございますが、十分議論をして欲しかったと思うのが、今の心情でございます。

委員長

今、芳村助役から15日の法定協での新市の名称について、斑鳩町としては今、話が出ているように、由緒ある、歴史ある斑鳩の名前を取り上げないのはどうかということで、反対意見を申されたと経緯をお話ししていただきました。この問題を含めまして、今の理事者の説明等含めまして、他に意見はございませんか。

小野委員

私は当日、もちろん協議会の委員でもありますし、また、名称・事務所の位置検討小委員会の委員でもありますので、この場をお借りいたしまして、今の松田委員、助役の意見に対して、私の意見を申し上げます。

まず初めに、当日、いくら休憩時間とはいいましたが、助役の発言に対しまして、乱暴な言葉を公然と、皆さんの前で言ったことに対して、一応お詫びを申し上げます。

その上で、今のまず、助役さんの意見に対しまして、あの場面でああいう言葉を使うのは、私はどうしたものかなということで、助役に対しまして、何という発言をしているんだと休憩の時に言ったんですが、先ほど担当課長は、あの場面を整理して申し上げておられましたが、委員長報告があった後に、町長、4号委員の上田委員、助役、議長。そのように順序追って、発言されたと思っております。その内容につきましては、委員長報告に対して、小委員会でいろいろ議論した、その結果を委員長が報告されており、しかも委員長報告の中に、先ほど担当課長からも報告がありましたように、7町の今の名前を残すためにも、この案で行くということで議論しました。広く意見をいただくために7町の名前も含めて募集した方がよいという意見は、15名の委員の中で1名だけでした。斑鳩町からの4号委員さんです。その方が言われただけで、他の委員さん、大多数がそのようにみんな愛着を持っているんだから、各町が愛着を持っているんだから、町名で残すために新市には使わない方がいい。先ほど、助役の方で、斑鳩市になるんだろうなという意見がたくさんあるということですが、私はそれは一切聞いていません。私は、むしろ市の名前より、斑鳩という名前を残して欲しいという希望をたくさん聞いておりましたので、当然そちらの方で賛成をしておりました。意見も言いました。斑鳩町の住民も、斑鳩という名前が、やはり愛着を持っているから、残したいということで言っている人が多いということです。だから、全て7町のかた達も、自分のところの町の名前を残したいという、そうしたら、合併するんだから新しい名前にする。それと、そ

の時の小委員会の中の、私も含めて言いましたが、合併方式が対等合併ということで決めてきておりますので、その事に対しては、吸収合併、編入合併についてはそのように、例えば斑鳩市というような名前が使われる可能性もありますが、殆どの今までの事例を見れば、全部とはいいません。現存する名前を使われているところはないと。松田委員がおっしゃるように、募集するんだから、そういうケースを空けておくのはおかしいのではという発言もありましたが、それはそれで、そういう名前で募集を可能にしておいて、小委員会で議論がされているように、7町の名前を使用しないでおこうというようにするという方法もあります。以前、大川郡の5町に対して、この前にもこの委員会で申し上げました。大川郡の5町の合併の時に、確かに大川市という新市の名称が募集された中でたくさん来ました。ただし協議会の中で、大川町ということがありますので、それは割愛させてもらった。前回の特別委員会でも私はこの様に述べています。そういうこともありますので、あとで住民からの意見の中で、仮に斑鳩市というのがたくさん来たが、割愛するんだというときに、前もって募集するときには各7町の町名を残すために、ということで、委員会では大多数、1名を除いて、そういうことで委員長のほうで報告されました。そして第28号、協議事項として15日に提案されています。要領について、多数決。これは止むを得ない処置だったと、私は思います。この際ですから、私はこの場で、助役、その時にいられた議長にもお聞きしたい。斑鳩という名前がなくなっていいと思いますか。その事だけお聞きしたい。

松田委員 私は経緯がどうであったとか、どんな論議がされたということは聞かせてもらわなくてもいいと思うんですよ。問題は結局、2月から新市の名称、公募をするのにかけていこうよということを決められたということに異議を唱えているのではない。結構なことだと思うんです。初めに決めるのか、後で決めるのか、色々あると思いますが、公募をする

ということは住民の意向が何にあるのかということの基本において、重視をしていくからこそ、公募して決めようやないかと。しかもこの中で、私の解釈は、公募の範囲の関係についても、これまでもいろいろと理事者側がいわれて、・・・・・・ありますけど、私は必ずしもその事に拘りは持たない。直接、居住する住民がどういう意思を持っているのかということのを大事にしたいということで、世界がどうだからとか、全国的にどうだからということで左右される必要はないと思うんです。むしろ、実績でいったらいいと思いますから、そこに拘るつもりはない。ただ、出来るだけこういう合併問題というのは、全体の関心を含めてもらって、みんなが最大公約数、納得できて、やはりいいなあと。いろいろ例えば多くの候補でてくるだろうと思います。なるほどそういう考え方もあったかなということがあるかも知れない。ただ、言えることはこの基準の関係のところ、8項に書いていますけれども、この関係の1と2については大凡そんなところ。3の関係につきましても、既にある市の名前といいますと、どこだと。これも理解できると思うんです。問題は旧。今現在の町名については排除するんだといって、候補のところ、で排除してしまうという考え方について、住民は一体どういうふうに理解するんだろうかと思う訳なんです。私は、かつて町長がアドバルーンをお上げになったときの関係の構想についても、その事に拘りを持つ限りにおいては、7町の合併協議ということについて非常に大きな支障を来すだろうと。ですからこの面については十分自重するようにということで一般質問でも申し上げてきた経緯がある。ですから、あまりその事に拘らずに行政が主張するという関係よりも、この事については拘らずに、住民の十分な意思反映というものを大事にする。その事が表明されて、その事を歓迎した上でも、なおかつ協議会がこういう名称とお決めたこととするならば、それなりの説得も出来るだろうと思う。ところが、この関係についても、じゃあ協議会全員が一致したなら、まだいいと思うんです。裁決で決めてしまうということになりますと、全てこれ

からの関係については多数決になるのかということになって、じゃあ6対1だから負けたのか、どうなのかと。今の関係なんかでも、こういう関係についてどうだったのか、分かりません。分かりませんし、聞こうとも思いませんが、数の上で、それぞれが自己主張していったらどうにもならないからということとは分かるんです。ですから、最もその事を戒めてきたんですけども、そういうことを排除するためということだけであるなら、応募の関係のところの名称なんかの関係について、選ばれた応募作品の中から抽選によって決めると書いてある。ここで十分活きているんじゃないかと思うんです。ここで排除してしまわなくても。ただ、この中でいわれるのは、応募者の関係といいますか、数で一番多かったものを採用するとは書いていないわけです、ここに。そうなってくれば、また選択の自由という関係、協議会で持っておいでになる訳です。それで、いろいろでて、こんな名前もある、あんな名前もあるということとでみんなに公表される訳ですから。その中から、10ならば10選ばれる。或いは残念賞みたいな関係は書いてありますけども。私は一般の抽選というように見たらいけないと思っているわけ。なるほど、そういう考え方もあったのか、そういう名前もあったのかな、そういうことだったら、全体の纏まる、いい名前だな。という関係に変わるという根拠ありますよね。何も現在の町名に拘っている関係のみでもないと思うんです。そういう関係の機会というものを取ってしまったやないかと。今回。封殺してしまった。住民の自由な意思表示の場というものを失ってしまって、こうでなければならんという、ひとつの枠にはめてしまった。しかもそれは多数決で決めてしまったということについて、今後の合併協議会の運営というものは、多数決をも尊重。これからそういうことも多くなるのかなと思うんです。物事を多数決で決めるということになってきたら、一体どうなるか。7町の関係でありますから、じゃあ生駒郡が纏まっているのか、どうか。それから、個々の調整なんか、我々したことがないわけです。それよりも自由に議論してもらって、自由に決めて

もらう。最終的には資格を有するという意味でも、住民投票をお願いをして、そしてそれを十分に踏まえた上で議会で諮られる訳ですから。最終的に責任を果たしていきたいということ。それまでの会における住民の議論というものが、どう公平に、自由に行われるかどうか、それがどう吸い上げられるかどうか。合併についての是非の関係について、どう住民に徹底することができるかどうか、ということに苦心をしていろいろ議論をしてきたわけでしょ、今日まで。今後そういう議論をしてみても、意味があるのかどうかということになってしまうわけです。結局最終的には裁決で決められてしまうわけだ。ということになったら、私はこれからの合併協議会について一般住民が一体どんな関心を持ってみていくんだろうなと。何でも裁決で決めてしまうんだということになったら、そのところで意欲を失ってしまうと思うんです。正しい判断を損なうことになりかねない。というようなことが私はあると思うんです。

従って、誰がどう言った、こう言ったという関係を言うのではなくて、少なくともこの問題については裁決で決めることではなかったと。そのところに協議会に対する大きな不信というものを助長することになりますよ。しかも、今後の進め方について一体どうするんですか。十分に住民の意思をしようと言って、それをスケジュールに合わせて事を進めるだけじゃないかということの印象を強く持たせることになってしまいはいらないかということに、一番懸念しますということを申し上げているんです。ですから、止むを得なかったとか、どうか、言われるけれど、私はそういうことであっては、一般の住民には理解されることはないだろうと思うんです。極めて重要なことで、出鼻で、一番大事なところで、いとも簡単に決めてしまったなど。もう少しこれは保留して、議論をし直すとか、それで一致をどう見出すかという関係について、拙速にものを決めるということではなく、もう少し慎重に扱ってくれる。しかも、重要な根底になるという認識があるならば、そういうことで決められるべきだったと私は思うんです。これは住民感情としてですね、

避けて通ることの出来ない問題だと思いますよ。

助 役 先ほど小野議員からの質問で、斑鳩という名前が消えるとか、消えないとかという問題ではなく、私は意見として考えておるのは先ほども申しましたように、町の将来の市の名前は地域に住む住民が主体的に判断して、自由な発想で市の名称を選択し、募集すべきと、この様に考えています。そういうことから意見を述べさせていただいたものであって、先ほど松田委員がおっしゃいましたように、斑鳩市構想というものについての拘りというものはないわけであって、やはり自由な発想でしていただきたいという考えから、意見を述べさせていただいた。こういうことでございます。

委員長 助役から、小野委員の問いに対しての答弁でした。

小野委員 今の助役の考えで自由にとということで、この小委員会で決まったことに対して意見を申し上げたということで、それでよろしいですね。

 だから助役も私と同じで斑鳩という名前が、新しく合併した場合にもどこかで残る方がいいとそのように考えておられるということで、私は確認できましたので、それで結構です。

委員長 今の小野委員の意見について、他ございませんか。

西谷委員 松田委員と同じように、新市の名称で7町が抜けたと。最初から除くという意味で、非常に不満でしたし、住民の自由な意思を最初から枠組みを決めて、この中でしなさいというような、私は非常に、今回のこの委員会の中での流れとして非常に不満に思います。

 それと先ほど、経過を聞いている中で、私は住民が感心を持っているような項目がずっと先延ばしにして、結論がでていないような気がしま

す。例えば、小学校区は当分このままだろうと、或いは介護保険料が3年以内にこうしてとか、都市計画税が合併時に調整するということがされているが、実際に斑鳩町は少なくとも住民投票条例をこれからして、住民に合併の是非を聞いていこうという姿勢の中では、少なくとも住民が一番関心を持っている、このような合併するか、しないかという部分を客観的なデータにおいて比較する、そういうデータが全く合併協議会の中で数字がでてこないということについては、私は非常に不満です。

例えば介護保険料にしても、7町の今の財政、少なくとも出てくる中では、合併したら当然保険料もこれぐらいになるというような、自ずと事務的に出きる話だと思う。それと、7町になったらこれぐらいの税率になる。斑鳩町の場合はこうだと。将来、斑鳩町が単独であるとするなら、地方交付税とかの関係で、どれぐらいのデータをやっていかないといけない。そういう具体的なデータを少なくとも合併協議会の中では数字を示してもらわないと、何か先送り、先送りで、合併した時でいいんだというような形の運営はおかしいと思う。その中で、十分に議論して、事務的に出せるようなデータについて、事務的に住民に示すべきだと思う。そうでないと斑鳩町が住民投票する前に、地域に合併をしたらこういうふうな形になります。合併しなかったら斑鳩町はこのようになりますという形で住民に情報を提供して、その中で住民がどちらを選択するかということを選んでもらうわけですから、そのデータを全く示さないままに、上滑りの、一般的な合併議論だけではおかしいと思います。だから、是非とも、行かれた委員につきましては、細かなデータ。事務者側で努力したら、出せるデータについては極力出して欲しいし、合併時にはどうなりますという、ある程度の部分を私は出して欲しいと思う。個々のデータを見る限りにおいて、斑鳩町が合併をしても、しなくても、非常に財政状況からして厳しい状況にあることは私は事実だと思う。だから、合併しても、しなくても、厳しいんだということを住民みんなに知ってもらう。そういうことは積極的に行政もして行って欲しい。その

中で私は住民に言うんですが、合併しても、しなくても当分先は地獄だなと。どっちの地獄を選ぶかということを私は言っているんですが、それは住民に判断してもらおう。その為の客観的なデータを是非とも、合併について斑鳩町の代表として行かれている委員さんにつきましては、そういうことを強調して合併3年いないに決めるとか、合併時に決めるとかというのじゃなくて、それだったら今考えられるものを出していただきたいし、校区についても当分はこのままで行く。でも当分したって、实际的に合併をしていく中では統廃合、或いは校区を変えて、合理的な形でしていくという、当然そうでないと合併する意味がないわけですから。その点についても考えられる案を出して、各町に示していただきたいと思います。

委員長 今西谷委員から、新市の名称を7町外したということについては不満であるという意見と、今回出ているデータについて、事務的にさせるデータ、合併しても、しなくても、住民に分かるようなデータが必要ではなかったかということです。それについて理事者の答弁を。

総務部長 事務方でいろいろ作業をさせていただいておりますけれども、何れにいたしましても、7町の中でサービス、使用料など、いろいろのものについてはそれぞれ違うわけでございますけれども、それをどのレベルでもっていくのか、いろいろ考え方出てくるわけでございますが、そういった面で、協議会の方で方針を示して頂ければ、我々としては数字的なことはいくらでも作っていけます。そういう方向を協議会の中で一定の決めをしていただいたら、そうした方向で資料を出してそれを検討していただくということになってまいりますので、我々としてはそういうような考え方であるわけでございます。

西谷委員 確かに総務部長いうとおりなんだ。だから、合併協議会の中で、合併

協議会としてちゃんと方針を、3年以内にするとか、合併時にするとかいうんじゃないくて、方針を出してもらって、それに基づいて事務局が具体的な数字を出して欲しいということ言っている。だから斑鳩町から出ておられる委員さんについては、そういうことを言って欲しいなあと、私は思います。そうでないと、新市の名称にしても、私自身なんでやねんという部分が非常に、我々議員の感覚、或いは、ビラを配りながら聞いている住民の感情とは、全く離れているような気がいたしますので、敢えて言わせてもらいました。

小野委員　私がこうしてここで話をするのが、いいのか分かりませんが、協議会のメンバーとして、この物事をもう少し理解して欲しいなあと思うんです。法定協議会というのは皆さんご存じのように合併特例法の3条に基づいて設置されております。この協議会には新市建設計画の作成やその他、合併に関する協議を行うために協議会を設置するということになっているんです。端的に申し上げますと、協議会で今確認しているという、その言葉は今部長が申し上げたように、データの的には全て事務方の方で用意されている。それをいつ、どうするんだということを協議して、新市が出来た場合はこうするんですよということを協議して、確認ということで、全部進めておられる。だから、これはいくらにするんだとか、そういうことが分かれば一番いいんです。こういう町だということで。だからそれを決めるのは、調印が終わるときにしか出来ないと思いますので、大枠を今協議しておりますので、その点だけご理解ください。

里川委員　以前にも申し上げたと思うんですが、法定協立ち上げの時に規約の中でも合併の是非を含めて、協議をするというふうに言われているんですが、この間に合併の是非についての協議というのは行われていないということで、まず1点、それは規約を今後どの様に協議会がしていってくれるのか非常に心配をして見ているというのが私の意見です。是非斑鳩

町から行っていただいている委員さんにつきましては、その問題ももう少し取り上げていただきたいというのが思いなのですが。

それと今の報告やいろんな意見の流れの中で、ちょっと分かりにくいのが、小委員会と協議会の関係ですが、小委員会で素案を纏めて協議会へ持ってきて、協議会で協議をするという形なのかなというふうに私は思っているんですけども、その辺、今後まだ非常に重要な問題も、新市の名称もですが、他にも非常に重要な問題もありますので、小委員会で決定したら、そのまま協議会で通していかないといけないみたいな流れなのか、それとも小委員会で一応素案を纏めて、協議会でちゃんと十分議論がされるものなのかというところについても、きちっと協議会の運営について確認はしたいなというふうに思うんです。

新市の名称の中で、非常に私も先程から、皆さんの意見をお聞きして、自分も感じていることなんですけれども、すごく縛りをかけてきている訳ですよ。公募する、それでも様式はホームページにまで記載して、Eメールでも受けますよというような応募方法を取りながらも、枠をはめて7町の在住、在勤者に限るとか、こういうふうにしてきているわけなんです。やはりさっきから意見が出ているように、関心を持っていたいただいているかた、自由にいろんな意見を出していただけたらいいなと、この点で強く思ったのは、今年の成人式に行かれても、斑鳩町の成人式に町外から参加している成人のかたがあった訳です。何人か。斑鳩町出身で、斑鳩町から出ているかたってたくさんいるんですよ。でも自分の生まれたところが斑鳩にあって、自分の親が斑鳩に住んでいる。そんな人の意見、聞けないじゃないですか、これだったら。親に代わって出してもらおうかと言ったって、意見があっても一人1点の応募のみ有効ですでしょ。斑鳩で育って大人になってから巣立って行った人が、自分の生まれた町のことで意見が言いたいといっても、言えない。こんな縛りをかけているような状態で、応募して欲しくないのか、意見はちょっとでいいのかと。私らだったら、いろんな人からたくさん意見を聞いて

決めていって欲しいと思うのに、この事についても十分協議会で議論していただけていない、中身についての議論も十分尽くされていない、で、松田委員がおっしゃったように、裁決でぼんぼん決めていくと。今後もこれだけに限らず、重要な問題もあると思うんですけれども、そういう形でしていかれて、スケジュールに乗せて、どんどんしていけないといけないみたいな方が先行するというのは、私は非常に心配しておりますし、住民の方達も余計に、やり方が見えてこない、分からない、理解できないというような、住民の理解を得るということにも繋がっていかない、我々自身も不信感を持っているというのが現状ですので、協議会のやり方についても、ちょっと疑問を持ちますし、ましてや、この新市の名称の募集要項の内容についても、そういう点で非常に大きな疑問を持っているということを、これは私の意見ですし、今後の協議会に対する希望、要望というような思いなんですけれども。

委員長 今、里川委員の中で、公募の件について、成人式で若い人が町外に出たということですが、これは要は7町以外に出たという意味ですね。ということは、全国から募集してもいいのではないかと、そういう考え方。

小野委員 今の里川委員の質問といいますか、この流れについてはもう少し復習させていただきたいと思います。

新市の名称についての協定事項については、最初に出されたのは15年10月1日の第5回法定協議会場で提案されました。その提案については、新市の名称・事務所の位置検討小委員会を設置し、候補選定に関する事務を付託するものとするということで、11月6日斑鳩町でありました第6回法定協議会で確認されました。満場一致で確認されました。その事によって、新市の名称小委員会については、2回議論しました。その中で第1回目の時に、決めていくのにどの様にして行くんだと、そうしましたら、全ての委員さんが公募していきましよう。その中で

7項目ぐらいに、ひとつずつ順序を追って、範囲をどうするんだとか、公募をどうするんだということで議論されました。それは前回の特別委員会でも報告されたと思うんです。小委員会で公募ということを決めさせてもらっています。皆さんの意見を聞いて。その中でもやはり、だぶってくると思いますが、範囲をどうするんだという協議項目がありまして、その中でやはり制限なしにしようという意見もありました。だけど、経費面など、いろいろなことを考えて、委員さんの中で、やはりこの7町での新市の名称であるから7町に限定しようというような意見の方もたくさん居られました。小委員会ではこれを進めていく段階でどうすればいいんだということで、委員長は裁決されました。確か記憶では僅差でした。3つありまして、7町の範囲か、奈良県内か、制限なしかということで、奈良県は中途半端な範囲だというような感じで、誰も奈良県という意見は言わなかったの、制限なしというのと7町に限ろうと、制限するという意見で裁決されました。それで僅差で7町ということで決まりました。それで、いろいろな項目を協議事項を審議していく中で前回も申し上げましたとおり、今議論になっています、7町の名前を使用するか、しないかという2つの案が継続でされており、12月24日の小委員会で、再度意見を聞かれて、委員長の方で初めは裁決というのは避けようということで、話をしておられました。現実的に、いつという意見はありましたが、そのまま満場一致のような形で進められた。だけど、委員さんの中から、協議会で、小委員会でもありますし、一回諮られたらどうですかというような案も出たんです。が、委員長は私が聞いている中では、既にもう8対1であると。意見を言った人が9人いましたので。15人のメンバーですが、一人欠席でした。だから、それらについてはこのまま行きますよということで、7町の名前はあくまでも、委員長の判断でも、皆さんの意見が、やはり自分たちの町の名前を残したいということで、そういう意見が多かったから、そういう判断をされたんだと思うと、私は判断していますし、それから、この自分

たちの今住んでいる町の名前を、この新しい市に残すという確実な方法はこれしかない、私は判断したのでこの案に賛成しましたし、ただ住民から、例えば斑鳩の住民が斑鳩市ということ都希望しているということを、小委員会で排除したんだという思いを受けられるということは、まことに申し訳ないなと思います。ただ、斑鳩町という名前を確実に残すためには、私はこの様にさせてもらったということで、仮に他の市の名前が出てきたら、町という名前は全部外してしまうと、そのような形になってくると思いますので、その審議の中でも町という名前を残すためにということは盛んに、議事録を見てもらったら分かると思いますが、複数の委員さんが言われておりますし、そういう条件でしたので、小委員会と協議会の関係というのは、後でも説明がありましたとおり、今募集して、小委員会のメンバーで第1次選考、第2次選考をして、それで満場一致でこの案、この市の名前ということで協議会に出せるかどうか、その中でやはりまだ出せないということになってきたら、何点かの候補を協議会に挙げて、協議会で再度議論してもらって、これは新市建設計画の中に新市の名前が入りますので、3月ぐらいにということで、前からも報告させてもらっていますが、それまでに名前を新市建設計画の中に謳っていかないと住民にも出せない、という時間的な制約というんですか、義務がありますので敢えて小委員会ではそのようにしてしていますし、2月5日から3月10日という、この期日も、これらを議論する前に議論したんです。だから、協議会でこの要領を確認してもらわないといけないということで、タイムリミット、3月ぐらいの、新市建設計画書の素案作成ということでいけば、1ヶ月か、これぐらいしか取れないということで、そういうスケジュールをきちっと決めていますので、何も慌ててしたんでもないし、スケジュールに則ってしていると、そういうことですのでよろしくお願いします。

委員長

今、小野委員のほうから、新市の名称・事務所の位置検討小委員会と

法定協との関わりについてご説明いただきました。それについて里川委員、ご理解いただきましたでしょうか。

里川委員 新市名称に関しての小委員会と協議会の絡みの中で、法廷協に行っている委員さんからご説明いただいたと思うんですが、小委員会というのはそれだけではなく、もうひとつ別の小委員会もあるし、今後いろんな事進めていく上での、小委員会と協議会の関係の中で、小委員会でいろいろ、先程の説明で言いますと、事務を付託されて、いろんな検討されて、纏まると、纏まったものを協議会出されたら、それはその事で協議会で再度きちんと協議をするという場を保障されたものなのかどうか、小委員会で決定したものは、協議会では暗黙のうちに承認してもらうような流れになっているのか、そうではなくて、一から小委員会で纏まったものを協議会へ出して、協議会できちんとした議論をするんだと、協議をするんだということになっているのか、協議会の中でそれがどうなっているのか、この流れを見ていたら、ちょっと分かりにくいので、質問をさせていただいたということなんですけれども。そのことだけ、ちょっと確認したいなと思います。

委員長 少し、時間もなので休憩しますが、今の里川委員の質問に対して、新市の名称・事務所の位置検討小委員会だけではなく、他の小委員会もあると、その小委員会が決まったものを協議会に諮ると、その協議会もまた協議していくのか、そこでも直ぐ採決してしまうのかという、そのやり方についてのご質問です。これについては、休憩後理事者から答弁いただきます。11時まで休憩いたします。

(午前10時43分 休憩)

(午前11時00分 再開)

委員長 再開します。先程里川委員から各小委員会での決定事項は、協議会においてどういうふうに反映していくのかということについて、その方法が今ひとつ分かっていないということなので、その辺のことを理事者側の答弁をいただきます。

総務部長 現在2つの小委員会が確定されておりまして、ひとつについては素案作りを、もう一方については調査をしていただくということを協議会から付託を受けて、小委員会がそれをしていると、そういったことについて報告し、最終的には協議会で審議、決定されていくようになるわけでございます。本町における本会議と委員会の関係と同じでございます、そういった関係で進んでいくものでございます。

里川委員 今総務部長から形については、そういうご報告、ご答弁いただきましたので、今後協議会できちっと、その形が行われるよう、小委員会の決定がイコールみたいな感じで、協議会でそのことについて充分議論がされないというようなことであれば、協議会の運営として問題があるのではないかというふうに私も感じますので、各町から選ばれた少ない委員ですよね、行っている方のそれぞれ、協議していただけるような状況をやはり保障していただきたい。先程から出ているように、少数意見であっても尊重しなければならない部分もあるだろうし、簡単に多数決で決定してしまうという形につきましても、協議会の方で十分な配慮、検討をしていただきたいなということも思いますので、今後の運営の中でもそういった意見があるということは言っていただきたいなと思います。

委員長 希望として理事者側のほうに里川委員からございましたので、受け止めておいてください。他にございませんか。

木田委員

私は7町の名称を使用しないものとしすということとは、もう最初からそういうふうに思っておりました。仮に新市の名称となれば。王寺青年会議所ですか、サミットをされたときにも、西和市とか、なんかいうような名称を使われておるということで、私としてはどうしてもそれが納得できなくて、選挙に出るときに反対ということで出させていただいたのですが、小野委員のほうからもおっしゃっておられるように、頭にいろんな名称がついても、斑鳩というものは残るというようにおっしゃっていますけれど、それでいいのかどうかというのは、これは住民のかたに判断してもらおうとして、名称についてもそうだし、庁舎の位置についても、一人歩きして、やはり王寺周辺というような形で、やはり警察、消防、そして法務局とか、郵便局とか公共的な施設が整っておるところに、もう既に斑鳩町に無いようなものが、ずらっと並んでいますね。そうしたら、やっぱり王寺周辺ということになってくると違うかなということで、私が住まいをしてるところはもう、斑鳩町でも一番東の端なんです。だから、現実を言えば、郡山市との境において、とにかく道路が傷んでいても郡山市なんか、私斑鳩に居りながら、斑鳩から言っただいて、それで修繕とかしてもらっている現状です。やはり、市とか、町の境界と言うんですか、その地域においては行政サービスが劣ってくるというふうな現実を目の当たりにしているわけです。そうしたら、何も大きくなればいいと、そういう何も保障も無いわけでしょ。財政的に苦しい面において、いろんな補助とか、交付金 that 得られるということだけで、それはある程度辛抱すれば、出来ることかも知れないし、これもあれもと望むのであれば、また一方的に、大阪市みたいに、あれほど巨大になってしまったら、今、二進も三進もいかんですやんか。そうしたら、やはりある程度の規模というんですか、適正な規模というのは必要ではないのかなと、福祉においても一番末端の、一番弱者にまで行き渡っておらないように、私は大阪の場合だったら、そういうふうに思います。やはり、斑鳩町なんかは細かいところまで福祉の面において

は充実していると、他の町のことは比較に出したくもないし、出さないけども、しかし、内容としては斑鳩町は福祉の面においても充実しているというふうに比較もし、そしていろんな福祉行政もしていただいているという事にたいしては、感謝できるし、今後もそれを続けて行っていたきたいなという希望が大いにあります。だから今のままでいいのか、どうかという、それについては、やはり斑鳩町に住んでよかった、そしてまた、これからもずっと住み続けたいという意思是、私個人としてはありますけども、それも住民のかたの住民投票によって、それは決められていくことだと思いますけど、私個人としてはなから、今のこの町のほうがいいという事で、何もその、市だとかいうことでなしに、今の町の状態でいいということで、私はこの、新市の計画については住民のかたの判断にお任せし、私個人としては、そういう意見は持っているということだけ、お話させていただきたいと思います。

委員長 木田委員から、木田委員個人としての見解を聞かせていただきました。他ございませんか。

木澤委員 私も最初に松田委員がおっしゃったみたいに、7町の名前に斑鳩を使わないということを多数決で決めてしまったという、そのやり方に納得できないということです。あと、法定協の今のあり方ですね、ここ数回を見ても、新市において策定するという項目が多く出てきて、もともとは、僕はいてなかったんですが、法定協を立ち上げるときに、しっかり合併の是非を論議するという事で、立ち上げて行っている法定協が焦りがあるのか、どうなのか、ちょっと分かりませんが、住民を蔑ろにしているような状態、ちょっと離れてしまっているような状態で、議論がされないまま、このまま進んでいくというのは、凄く不安もありますし、やはり十分議論し尽くして合併を考えると、本来の本質を忘れないで進んでほしいということを意見として言わせてもらい

ます。

委員長 意見としてお受けしますが。

小野委員 今回の木澤委員の意見聞きますと、誤解がありますので、そのことだけ確認させてください。協議会、また小委員会では斑鳩の名前を使わないために、7町の名前を新市に使わないというように議論したのではないんです。7町の、他の名前も斑鳩町の名前も含めて、使えるように、町の名前で使えるように、市の名前にはそれを排除しようというような意見になっていますので、その点誤解のないように。

委員長 他ございませんか。

吉川委員 いろいろご意見出てますけども、私は特に今、この1月の15日ですか、協議会で斑鳩のかたが4名も反対意見を言われてですね、お願いしたいのは、やはりどこに行っても、協議するのに、今度うちも小委員会設けるわけです。私は後からまた、報告させてもらいますけども、皆さんの意見も聞く中で進めていこうと思っていますけども、やはり付託するときにある程度の、条件といった語弊がありますけれども、意見としてね、これだけはもう、是非あれしてほしいということがあるんなら、先もって発言しておかないと、小委員会で報告を受けます、今度委員長にお願いをして議事録をお願いしたいんですけど、町長以下、助役、議長まで、までといったら失礼ですけども、これはやはり、どないいっても、重きにおきます。私らが発言するのとは違う。議長はじめ、町長、助役が発言したら。その中で、やはり委員会の報告を、意見としては、私は結構だと思うんですが、ああいう発言をされると、もう離脱するようなことを聞いているわけです。町長や助役、議長はそう思っていないくても、一般のかたは、この間の新聞読んだら、皆そういう反応が私のところへ

は返っているわけなんです。私はお願いしたいのは、審議は大いにやってもらいたし、そりゃあ、一番いいのは各委員から出てるように、裁決じゃなしに話し合いでできれば、これはもう、それに越したことはないんです。しかし、中にはいろいろな方があって、どんな場合でも反対だという方もあるわけです。だから今も木田委員がおっしゃってますように、私は初めからこの案に反対だと、こうおっしゃっているわけです。しかし、やはり協議会に入った以上は、ある程度は協議会にお任せしてですね、そこでいろいろ議論される。大いに、議論はしてほしいけれども、ある程度詰まっていったら、それには、数字で解決するのではないんですけれども、15人中1名、その1名のかたが、たまたま斑鳩町のかただったので、私は反対せざるを得ないと、町長は言っておられるらしい。こういう意見だったら、仮に、誰が、たまたま、意見がある程度あったから、私は反対しておられるんだと、これは私が思うわけです。もし、町長が違う意見だったら、絶対ああいうようなことは言われなと思う。だから私は前からお願いしていますように、まず、住民説明会を出来るだけ早くしてですね、合併したらこうなる、合併しないで単独で行った場合はこうなるとか、具体的に例を挙げて、説明会を是非早くしてもらって、決めてもらわないと、一緒に7町でいろいろ事業しています。これにまで亀裂生じる可能性があります。仮に、岡井町長を援護するとか、全然思っていないんですが、たまたま岡井町長、まとめ役されている。どこでも一緒に、この委員会でもまとめ役をしてくれる。そうしたら、やっぱりある程度尊重していかないと、会議は成り立っていかないと私は思います。道ひとつ付けるのでも、今日でも大橋から来たら、もう一杯です。早く、バイパス、バイパスと言ったら怒られますが、わかるがパークウェイ、早くできたらいいなと感じます。しかし、自分の家の前、道が付いたら、みんな反対される。神南も処理場の関係で、確かに皆さんの協力で良くなっています。出来るまでは歴代の会長以下、役員さん、それは苦勞してきてもらってます。いろいろ意見ありますか

ら。ないと思っている人もあるし、嫌だが、みんなのため、仕方ないと。私はやっぱりある程度は、そういう方向で考えてもらわないと、困るので、取り敢えず理事者をお願いしたいのは、住民説明会を出来るだけ早くして、斑鳩町の意味を示せるように、私はしてほしいなと思います。それだけ申し上げておきます。

委員長 吉川委員から、吉川委員の意見として理事者側をお願いという形でございました。他ございませんか。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、1の項目の合併協議会の報告についてはこれで終わります。

次に2の、先般開催されました住民投票条例検討小委員会の審議内容について、吉川委員長から報告をお願いしたいと思います。

吉川委員長 委員長の方からお話がありましたように。1月6日(火)午前9時から全委員出席のもと、委員会室において第1回目の小委員会を開催させていただきました。当日の審議内容等について報告をさせていただきます。

はじめに、正副委員長の選出につきましては、全委員の中で互選をいただきまして、委員長に私、吉川、副委員長に飯高委員が選任させていただくこととなりましたので、よろしくお願いを致します。

次に小委員会の進め方等について、委員のご意見をお聞きし、市町村合併調査研究特別委員会における協議事項のうち住民投票条例に関する素案の検討をするということで、特別委員会において審議いただける一定の素案が作成されるまでの間、途中には当特別委員会のご意見もお聞きしながら進めていくということで、小委員会としての役割、進め方

等を確認させていただきました。

次に、委員から小委員会の名称について、市町村合併調査研究特別委員会において、今後、他の小委員会をもたれることがあるかも知れないので、また住民投票について審議するという特定の事項を委任されておりますので、名称を付けておくほうが意味合いも深く、小委員会として、より明確にしておくということもありまして、小委員会の名称を「住民投票条例検討小委員会」ということでさせていただきましたので、ご理解とご了承をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、小委員会の目的を文書でというご意見もお聞きしていますので、小委員会の目的等を文章化し記載内容等の確認整理後、本特別委員会にも配布をさせていただきたいと考えています。

その他、住民投票について、他の6町議会の動きはどうか、投票資格者として永住外国人の取扱いはどうするか、18歳以上を資格者としたときの名簿作成等について作業的にはどうか、開票立会人について等の意見があり、作業的に難しいものは別として、委員皆さんにはそれらのことは気にせず発言してほしいとお願いをしています。

また、事務局で調査が必要なものは次回小委員会に報告願うことと致しています。

また、当日の参考として、事務局より他市町村等の住民投票条例等の事例等の提出をしていただいておりますが、今後審議を行っていくについて、参考にできるようなもので各委員からもあれば、次回の小委員会で資料を出してもらい審議していくということにしており、本日の特別委員会終了後には第2回目の小委員会の開催も予定しております。

今後の小委員会スケジュールにつきましては、特別委員会と同じように月1回のペースで行うのかどうか等の意見もいただいておりますが、今後、素案作成の進捗状況等を見るなかで、月1回ということではなく考えていきたいと考えています。

また、この市町村合併調査研究特別委員会におきまして、住民投票に

ついていただきましたご意見等は小委員会で検討をさせていきたいと思っていますので、よろしくお願いを致しておきます。

以上、簡単ですが、「住民投票条例検討小委員会」の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

委員長 今、吉川委員長から報告がありましたことについて、質疑、意見等がありましたら、お受けしてまいりたいと思います。
ご意見ございませんか。

(質疑なし)

委員長 なければ、この件については終わります。住民投票条例検討小委員会におかれましては、引き続きご審議の方よろしく願いしておきます。
次に、2のその他の質疑、意見等があれば、お受けしてまいります。

(質疑なし)

委員長 その他の意見等なければ、これをもって本会は終了させていただきます。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり助役の挨拶をお受け致します。

(助役挨拶)

委員長

これをもって、本日の会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前 11 時 23 分 閉会)